

2019年度(第8回)四国ジュニアゴルフ 学年別チャンピオン決定戦

競技規定

主催：四国ゴルフ連盟

SGU SHIKOKU GOLF UNION

期 日：令和元年11月4日(月)
場 所：新居浜カントリー倶楽部
〒792-0856
愛媛県新居浜市舟木1032-17

TEL 0897-43-7164

1. ゴルフ規則：日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定：競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件：11月4日(月) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
※本競技は18ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
4. タイの決定：18ホールを終わり順位にタイが生じた場合は、優勝を含めマッチングスコアカード方式により上位者を決定する。
5. 特定の用具の使用制限：
(a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G-1を適用する。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
(b) 適合球リスト：ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルールの違反の罰：失格
注：適合クラブと球の更新されたリストは www.randa.org で閲覧できる。
6. 距離計測機：ラウンド中、プレーヤーは電子的な距離計測機器を使用して距離情報を得てはならない。
このローカルルールの違反の罰—規則4.3参照
7. 移動：正規のラウンド中の移動については、共用のゴルフカート及びコース内備え付けの移動用機器の使用を認める。但し、カートを運転または操作してはならない。
8. キャディー：正規のラウンド中プレーヤーのキャディーの使用は禁止する。
この条件の違反の罰は規則10.3aを適用する。
9. 競技終了時点：本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格：次の者に本競技への参加資格を付与する。(全ての部門共通)
(1) JGAジュニア会員で第11項の学年に該当する者。
(2) SGU特別承認者。
注：上記(1)(2)に該当する者には、直接参加案内と参加申込書を郵送する。
注：競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
11. 表彰：各部門の優勝者には、賞状、メダル、記念品を贈る。
(1) 中学3年生 男子の部 女子の部 (2) 中学2年生 男子の部 女子の部
(3) 中学1年生 男子の部 女子の部 (4) 小学6年生 男子の部 女子の部
(5) 小学5年生 男子の部 女子の部

注意 各部門の競技成立人数は4人以上とし、それに満たない部門が生じた場合は原則として1学年上級と同じカテゴリとする。尚、不成立の対象が中学3年と小学6年の場合はその最上位者には敢闘賞を贈る。

12. 参加申込 : 10 項参加資格 (1) (2) に該当する者は四国ゴルフ連盟から送付された参加申込書に必要事項を記入し参加料を添えて現金書留で直接、四国ゴルフ連盟まで申し込むこと。
注1 : 個人の責任において直接四国ゴルフ連盟まで申し込むこと。
注2 : ゴルフ部がある学校の生徒は、学校からの団体申込みでもよい。
- 申込み先 : 〒790-0921 愛媛県松山市福音寺町 55-1
四国ゴルフ連盟 事務局 Tel.089-990-3260
13. 申込締切日 : 10 月 17 日 (木) 午後 5 時までに SGU 事務局へ必着のこと。
締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。
14. 参加料 : 2,000 円
注1 : 申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。
(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)
注2 : 締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料 (銀行振込手数料等) は申込者の負担とする。
15. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「四国ジュニアゴルフ 学年別チャンピオン決定戦」により、四国ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供 (公表) することについて、予め同意することを要する。
(1) 四国ジュニアゴルフ 学年別チャンピオン決定戦の参加資格の審査。
(2) 本競技の開催および運営に関する業務。これには、参加者に対する競技関係書類の発送や関係機関 (報道関係者を含む) に対する参加者の氏名、生年月日、所属、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。
(3) この申込書による参加者の個人情報と、本競技における競技結果の記録の保存、ならびに本競技終了後において必要に応じ、そのうち参加申込書に記載の公表事項の適宜の方法による公表。
16. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本競技に関して、報道、広報のため、あるいは四国ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物にかかる競技者の肖像権を四国ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
17. 練習日 : 指定練習日は設けない。
練習ラウンドを希望する者は、連盟にエントリーを済ませた者に限ることとし、予約は直接開催コースへ予約すること。

注 : 上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要となる他の参加資格を満たすことを条件とする。

SGU 競技委員会